磯津通信

磯津環境学校
編集・発行
萩森　繁樹
〒510-0863
磯津南町2839
野田之一さん気付

《 連絡・情報提供先 090-4269-0965 hagi1922@tcp-ip.or.jp 磯津環境学校情報室 》

四日市公害と子どもの権利（公害と人権②）

○ 命を奪われた尚ちゃん、吉秀くんたち

子どもの人権を論ずるとき、最も大きな被害は命を直接奪われることです。闘病と苦しみの末、幼い命と将来が突然断ち切られるのです。家族・親族の悲しみも筆舌に記しがたく、本人の無念は計り知れません。命を奪われずとも、幼い身体を震わせて、ぜんそくに耐え続けた子どもたちは、死への恐怖と背中合わせにありました。その後、快癒していくケースもありますが、今も認定を受け続ける人もいます。その成長過程で奪われた学習権・遊ぶ権利・労働権・健康権など目に見えない損失は、たくさんの文集・記録となってきました。

○ 家族を奪われた瀬尾さんたち父子

直接、子ども自身がぜんそくにならずとも、公害裁判原告で判決を待たずして他界した瀬尾宮子さんの娘さんたちのように、家族が罹患して、家庭生活が破壊され、普通の生活ができなくなったケースは子どもたちの発達に大きな影響を落としています。瀬尾さんの場合は、判決で入ったお金がまた家族をさらに悲劇に落としていったようです。

○ 真実を知る権利

直接いのちを奪われたり、家族を奪われるだけでなく、四日市の子どもたちは80年代から意図的に、学ぶ権利、真実を知る権利から遠ざけられました。「のびゆく四日市」という小学校社会科副読本は10ページからあった公害記述をたったの6行にして、事実と真実を隠し子どもたちから「四日市公害」から考える機会を奪ったのです。私が中学教師として出迎えた子どもたちは水俣病は知っていても「四日市ぜんそく」を知らないで入学してくる時期が続いたのです。

○ 主権者教育の現時点

子どもたちは義務教育の九年間で「主権者」として、知識とともにその理念や学校でできる演習を保証されなければなりません。しかし、残念ながら現場は未だそうはなっていません。ゼロトレランスや管理する対象として見られ、十分で自由な活動が、「子どもの権利条約」で謳うような意見表明権や最善の利益が計られているとは言えません。